

「児童相談所と市町村との協力・連携に関する実態調査」について

全国児童相談所長会委託調査

児童相談所と市町村との協力・連携の実態調査

(主任研究者) 安部 計彦 (西南学院大学)

(研究協力者) 有村 大士 (日本子ども家庭総合研究所)

A 調査の目的

平成16年の児童福祉法の改正に伴い、平成17年4月より市町村が児童相談の一義的窓口となり、児童相談所には市町村への後方支援が新たな業務として加わった。

これは戦後長らく続いた都道府県（児童相談所）中心の児童家庭相談体制の大転換をもたらすものである。つまり子どもと家庭の福祉に関する相談の権限と責任の所在が市町村にも拡大されると同時に、児童相談所自身の果たすべき役割や機能を大きく変える可能性もある。

本調査は平成17年度において児童相談所業務がどのように変化したか、またそれに伴う連携の仕方や業務量の増減などについて、その実態と課題を明らかにし、市町村との連携強化の対応策や今後の児童相談所の機能強化に向け、具体的な意見要請を行っていくうえでの基礎資料とするものである。

B 調査の実施主体

全国児童相談所長会の委託を受けて、安部計彦（西南学院大学）が調査を実施した。

C 調査の方法

平成18年7月に全国の児童相談所191ヶ所に調査票を発送し、主に平成17年度の児童相談所の市町村支援体制や職員体制、相談受理状況などについて回答を求めた。

なお市町村の相談体制についても、児童相談所が把握している状況によりまとめた。また特別区と政令指定都市の区は「市」とみなして回答していただいている。

D 回答状況

回答の結果については、全国の児童相談所191ヶ所のうち145ヶ所から回答を得たが、平成18年度に新規に開設された児童相談所を除き、有効回答は142ヶ所（74.3%）であった。このうち中央児童相談所は49ヶ所で全体の76.6%、中央以外の児童相談所（以下「地域児童相談所」という）は93ヶ所で全体の73.2%であった。（表1）

なお以下の報告において特段の断りがない場合は、平成17年度の状況である。

E 調査結果

1 児童相談所の相談状況

児童相談所の相談件数の平成16年度と17年度の状況の増減（D/A）については、全体として0.7%の微増であり、相談種別でも非行相談が5.8%減少しているのが目立つ程度でほぼ同じような件数である。そのうち市町村からの通告分の増減率（E/B）は、

全体として3.0%の増加だが、虐待相談は13.7%も増加しており、逆に非行相談の市町村からの通告（E/B）は21.5%も減少している。なお相談種別ごとにみた市町村経由の通告割合（C及びF）は、平成16年度から平成17年度の間ではあまり変化は見られず、平成17年度（F）では相談全体の24.7%を占めている。（表2）

児童相談所に寄せられた相談や通告は、全相談では家族が41.2%で一番多く、次いで市町村の24.7%である。しかし虐待相談は市町村が22.6%で一番多く、次いで15.6%の家族である。一方前年との比較では、全相談では警察が5.5%増え、次いで家族（+3.6%）、市町村（+3.0%）であるが、虐待相談については市町村が13.7%も増えているのに対し、児童委員（-22.4%）、保健所（-14.4%）、学校（-4.7%）、近隣（-1.7%）など関係機関からの相談が減少しているのが目立つ（表3・4）。

2 市町村の相談体制

平成18年6月1日現在の市町村での児童家庭相談体制については、相談窓口全体では97.5%の市町村で設置されているが、村では94.7%と若干低い。また児童虐待防止の市町村ネットワークと要保護児童対策地域協議会を合わせた設置状況では、全国では60.1%であるが、市は68.2%、町は55.9%、村は37.8%と設置率に大きな差がある。（表5）

児童家庭相談窓口設置の推移は、児童家庭相談が市町村業務になる前の平成16年度末には全国の市町村の64.9%であったが、1年後の平成17年度末には94.8%と30ポイント増加し、平成18年度にはさらに上昇している。とりわけ町村における上昇率が大きく、平成16年度末には、町で58.4%、村で40.9%にすぎなかつたものが、平成17年末にはいずれも94～5%になっている。（表6）

市町村窓口の時間外対応については、当初から守衛等の庁舎管理を行うものが対応する市町村が多く、現在でも59.0%で行われている。次いで直接対応が可能な市町村で13.6%あり、16年度末より2倍以上に増えている。一方時間外対応を取っていない市町村も17.5%あり、また児童相談所が時間外対応の実態を把握していない市町村も以前より減少はしているものの、現在でも5.7%ある。（表7）

また市町村虐待防止ネットワークの事務局（調整機関）は、69.2%は市町村の児童福祉担当部署である。なお児童相談所が担当しているのは政令指定市や中核市の児童相談所もいくつかあるが、県の児童相談所が管轄内の市町村の事務局を引き受けていると思われる例が数児童相談所ある。（表8）

3 児童相談所と市町村の役割分担

（1）児童相談所の市町村支援体制

平成17年度より児童家庭相談業務を各市町村が担うことになった。そして全国の各児童相談所では、市町村支援が新たな業務となった。

そのため児童相談所内に市町村への支援担当職員又は組織（以下「市町村支援体制」という）を配置した児童相談所は56ヶ所（39.4%）であった。そのうち「担当職員」が43ヶ所（76.8%）、「担当組織」が13ヶ所（23.2%）である。（表9）

さらに児童相談所の種別でみると、中央児童相談所のうち支援体制があるのは34.7%

で、地域児童相談所の設置率の方が中央児童相談所に比べて7ポイントほど高かった。(表10)

なお児童相談所と市町村の間での業務分担のガイドラインは、21.4%の児童相談所では整備されているが、77.2%の児童相談所では未策定である。(表11)

(2) 受理と調査

1で述べたように、市町村から児童相談所への相談件数は約6万件であるが、市町村からの児童相談所で対応すべきと送致されたもののうち、その送致を不受理とした児童相談所は、平成17年度には11ヶ所(7.9%)23件であった。その理由には、「市町村業務と判断」したものや「調査が不十分と判断」などがみられた。(表12)

一方、児童相談所に相談や通報が寄せられた中で市町村に対応を依頼したのは50ヶ所(35.7%)の児童相談所で285件あり、その理由は「市町村の業務と判断」したためや、「調査が不十分(さらなる調査が必要)」となっている。(表13)

送致を受けた児童相談所のうち27.7%は「原則すべての事例の確認や再調査」を行っており、それを含めて93.4%の児童相談所は何らかの形で内容の確認や再調査を行っている。その理由として81.3%の児童相談所は「児童相談所として責任ある決定をするため」と考えている。(表14)

市町村に安全確認を依頼したことのある児童相談所は107ヶ所(76.4%)で1,464件、市町村に同行訪問を依頼したことのある児童相談所は123ヶ所(88.5%)で2,069件であった。また市町村から同行訪問の依頼を受けた児童相談所は101ヶ所(71.6%)で793件である。(表15～表17)

(3) 情報・スタンスの共有

児童相談所と市町村間で情報を相互に提供するシステムについて、一部の市町村との間でもある児童相談所は47.5%で、残り50.4%は計画もない。なお情報の相互提供システムといつても、自由記述を読むと会議がほとんどであった。(表18)

また児童相談所と市町村が同じ事例について別々にかかわりを持っていたことがある児童相談所は31ヶ所で87事例あったが、その後の対応については「相互に連絡を取り合いながら両方がかかわり続けた」が45.2%で最も多く、次は「主機関を決めた」という対応で41.9%であり、「そのまま並行状態を続けた」児童相談所は一つもなかった。(表19)

児童相談所と市町村が連携する機関として実務者会議などが要保護児童対策協議会に位置づけられているが、児童相談所と市町村の定期的な連絡会の実施状況は、「連携や調整のための連絡会」を29.8%が一部の市町村と、24.1%が個別に、22.7%は全市町村一同で実施している。一方「個別事例の確認等のための定期的な連絡会」は、全市町村一同という児童相談所は1.4%と低く、一部の市町村とが37.6%、個別の検討会が34.8%の順に高くなっている。(表20)

この定期的な市町村との連絡会議を要保護児童対策地域協議会の中に位置づけが行われている割合は44.4%、位置づけていないものは38.0%であった。(表21)

このような定例的な連絡会議において「子どもや家族の実名を共有して情報交換を行っ

ている」割合は26.8%、「一部実名」が16.2%で、定期連絡会を開催している児童相談所の半数近くが市町村と実名を共有して情報交換会を行った経験がある。(表22)

「このように市町村と連絡調整をした後、「都道府県内の児童相談所同士が公式に対応を統一している」児童相談所は14.8%にとどまっており、55.6%の児童相談所では都道府県内の児童相談所同士で情報交換は行われていない。(表23)

(3) 児童相談所の判断

児童相談所が援助方針会議で市町村の意向をどの程度考慮するかについては、55.7%の児童相談所は「市町村からの積極的な申し出があれば考慮する」が、10.0%は「まったく考慮せず、児童相談所独自の判断を行う」としている一方、22.1%の児童相談所では「必ず市町村の意見を求めている」としている。(表24)

市町村職員の援助方針会議出席については、22.9%の児童相談所で傍聴を認めており、該当事例に出席して意見を求めるのは2.9%である一方、15.7%は参加を認めず、47.9%の児童相談所は出席そのものを検討したこともない。(表25)

(4) 子どもの保護への市町村のかかわり

子どもの一時保護の必要性を保護者に話すときに市町村職員と一緒に家庭訪問等を行ったことのある児童相談所は76.8%あり、児童家庭相談員(71.7%)、保健師(68.9%)、市町村事務職員(63.2%)など様々な職種の協力を得て援助を行っている。(表26)

また保護者の同意を得た一時保護の準備や移送などへの市町村職員の関わりは77.0%の児童相談所で経験があり、市町村事務職員(72.1%)、児童家庭相談員(69.2%)、保健師(56.7%)などの協力を得ている。(表27)

一方、職権一時保護への市町村職員の協力もほぼ同様である。協力のあった職種は、市町村事務職員(74.4%)、児童家庭相談員(62.8%)が中心で、保健師は30.2%と割合が低下している。(表29)

なお立入調査への市町村職員の協力は、「あり」と「なし」が同数であった。その業務内容は「同行」が一番多く43.1%であり、「立会い」も36.9%と多いが、「打ち合わせのみ」も24.6%ある。(表30)

(5) 施設入所後の市町村の関わり

児童相談所が子どもを施設入所した後も、保護者やきょうだいは地域に残っている。そのため児童相談所としても家族へのかかわりを続けるが、その際86.9%の児童相談所が市町村の継続的な関わりを経験しており、その内容としては92.4%とほとんどが「保護者支援」であり、約半数の54.6%が「子どもの引き取りに向けての体制作り」であった。(表31)

また児童相談所が子どもを措置解除する際の市町村との関係では、「原則として市町村に通知もしくは協議を行う」が65.7%であり、「原則として協議を行う」とあわせて84.3%の児童相談所が市町村と緊密な調整をしている。逆に「ほとんど市町村への情報提供や協議を行わない」児童相談所は2ヶ所だけであった。(表32)

4 児童相談所が行う後方支援

(1) 研修会

児童相談所が行う市町村への後方支援としては、まず市町村職員の資質の向上や相談援助に関する基本的な知識の伝達を目的とした研修会である。

児童相談所が主催した市町村職員研修については、39.9%の児童相談所は2回から3回の研修会を実施している。7回以上実施している児童相談所も15.2%ある一方で、1回のみ14.5%、実施せず11.6%と分散した傾向が見られる。(表33)

研修の対象は、市町村事務職員(95.1%)、児童家庭相談員(83.6%)、保健師(70.5%)などが中心であった。(表34)

また研修内容としては、「虐待相談への対応」が90.2%の児童相談所で実施されており、次いで「機関連携・ネットワーク」(69.7%)、「法令・制度について」(68.9%)、「児童相談所の事業概要」(61.5%)、「虐待以外の相談・対応」(50.0%)などである。(表35)

このような研修を企画するのは相談指導部門が85.2%で圧倒的に多く、総務部門(17.2%)や判定指導部門(13.9%)は少ない。また研修会の講師を担当するのは、やはり相談指導部門が87.7%で圧倒的に多く、次いで判定指導部門が37.7%、外部講師などが10.7%である。(表36)

一方、他の機関が主催する研修会で児童相談所職員が講師として出かけた回数は、「7回以上」が24.8%、「2~3回」が24.1%、「まったくない」が28.6%と、こちらも分散した傾向を示している。(表37)

研修対象は市町村事務職員(77.9%)、児童家庭相談員(72.6%)、保健師(61.1%)となっている一方、保育士(55.8%)、教員(24.2%)等、その他の職種への啓発が行われる割合が高くなっている。(表38)

また研修内容は、「虐待相談への対応」が96.8%、「児童相談所概要」75.8%と児童相談所主催より高い割合になっている。一方「機関連携・ネットワーク」が61.1%、「法令制度」54.7%、「虐待以外の相談への対応」30.5%などは、児童相談所主催の研修会とほぼ同様の傾向となっている。(表39)

(2) 市町村児童相談マニュアル

市町村が児童相談業務を行うに当たってのマニュアルは、業務が委譲された平成17年4月までに整備されていたのは36.0%にすぎないが、平成17年度、18年度に整備が進み、現在では69.8%の児童相談所で市町村の児童相談マニュアルが存在する。(表40)

マニュアルの対象は、市町村事務職員(91.8%)、児童家庭相談員(81.4%)、保健師(62.9%)、保育士(36.1%)と、研修の対象とほぼ重なる。(表41)

マニュアルの内容は、「虐待相談への対応」(94.8%)、「機関連携・ネットワーク」(85.6%)、「法令・制度」(71.1%)など研修会の内容と重なるが、「相談事例」(41.2%)、「様式集やリスクアセスメント表」など実務で必要な項目が多く挙げられている。(表42)

そのマニュアルを使っての研修については、69.9%の児童相談所が実施しているが、28.1%の児童相談所では広報や送付のみである。(表43)

マニュアルの浸透度は、「マニュアルどおりに運用されている」と判断している児童相談所は18.1%しかなく、63.8%は「一部だけの使用」にとどまり、4.8%は「ほとんど使われていない」状況である。(表44)

(3) 厚生労働省通知

厚生労働省の「児童相談所運営指針」や「市町村児童家庭援助指針」、「子ども虐待対応の手引き」などの通知を市町村職員がどの程度知っているかを児童相談所に尋ねたところ、「ほぼ確実に知っている」のは9.5%で、「一部だけ知っている」が64.2%で大半を占めたが、16.1%は「ほとんど知らない」であろうと考えられている。(表45)

一方児童相談所職員については、44.9%は「ほぼ確実に知っている」と考えられ、51.5%は「一部だけ」であるが、「ほとんど知らない」は2.2%にすぎない。(表46)

(4) 定期的な職員の派遣

職員育成の一つの方法として職員の派遣があるが、57.8%の児童相談所は市町村への職員の派遣を実施しておらず、「定期的派遣(出張)」が17.9%、「随時の派遣(出張)」が24.3%で、「長期の派遣」はまったく行われていない。(表47)

派遣の頻度は、「定期・不定期」とも月に1回が一番多く、次いで「週に1回」である。派遣の内容は、「相談」(62.7%)や「スーパーバイズ」(55.9%)など市町村職員への助言などだけでなく、「連絡調整」(54.2%)や「担当者会議」(54.2%)などの連絡調整、また「家庭訪問」(50.8%)などの直接的な援助や援助のモデルを示すことなどである。(表48～表49)

一方、児童相談所の市町村職員の受け入れについては、5.8%が長期に受け入れており、13.7%が不定期(随時)に受け入れているが、79.1%は受け入れを行っていない。なお長期の受け入れは1年間が3ヶ所ある。受け入れた市町村職員の研修内容は、「会議の傍聴」(79.3%)や「研修等の受講」(72.4%)など受動的な内容がほとんどであるが、「スーパーバイズ」(41.4%)や「児童福祉司等と同行」(51.7%)など業務に直接関連する内容も多い。なお長期に派遣されている職員は「担当として業務」(24.1%)を行う場合もある。(表50～表52)

(5) 判定依頼

児童相談所が市町村から専門的な判定依頼は、「精神医学的な判定」は14.2%の児童相談所から752件にすぎないが、「心理学的な判定」は43.2%の児童相談所から5,740件あった。(表53)

判定結果の市町村への伝達については、「保護者の同意がある場合にのみ文書で伝達」が一番多く41.0%で、次に「全件文書で伝えている」の26.2%であった。一方「伝えない」児童相談所も21.3%あった。(表54)

このような専門判定依頼のうち児童相談所に対応を移行した事例は、「精神医学的な判

定」では11ヶ所332件、「心理学的判定」では34ヶ所2,796件であった。

(表55)

(6) 援助依頼

市町村から児童相談所への援助依頼は多くの児童相談所で行われ、依頼の内容は、「カンファレンスの出席」が最も多く70.7%、次いで「同行訪問」(69.3%)、「スーパーバイズ」(62.1%)、「面接の同席」(52.9%)の順であり、「依頼がない」は7.1%にすぎない。(表56)

援助依頼に応じて児童相談所職員が対応した場合、その事例を児童相談所のケースとして受理とするかどうかは、51.6%は「経過を見て判断」しており、「ケースとして受理」する児童相談所は30.0%で、「受理としない」も16.9%あった。(表57)

このように市町村から児童相談所に援助依頼が行われた場合、文書を「求めない」児童相談所が53.0%で過半数であるが、「場合によっては求める」が31.8%、「基本的に求める」が14.4%であった。(表58)

また援助依頼があった場合に援助の実施を決定するのは、「所属長レベル」が最も多く45.0%で、「係長・スーパーバイザーレベル」が18.6%、「担当者に判断が任せられている」が16.3%であった。なお「援助依頼があった全件について原則として対応する」としている児童相談所は6.2%にすぎない。(表59)

5 業務量

平成17年度の業務量については、80.4%の児童相談所が「増えた業務がある」と感じており、「減った業務がある」と感じている児童相談所は4.9%、7ヶ所しかない。なお、増えた業務と減った業務の両方がある児童相談所があつたため、合計が調査児童相談所数より多くなっている。(表60)

増えた業務の内容は「市町村関係機関支援」で85.2%、次いで「相談・調査・指導業務」(65.2%)、「進行管理・記録管理」(45.2%)、「心理診断・心理指導」(43.5%)、「研修」(40.0%)、「一時保護」(39.1%)などである。

逆に減った業務の内容は、「相談・調査・指導業務」が71.4%で最も多くなっている。(表61)

業務増加の理由としては、「市町村関係機関支援業務の新設」が80.9%で最も多く、次いで「相談内容の深刻化」(62.2%)、「相談件数の増加」(40.0%)であった。逆に業務量減少の理由としては、「市町村との役割分担の結果」が85.7%であり、次いで「職員の増員」(42.9%)であった。(表62・表63)

6 自由記述

最後に児童家庭相談を市町村が行うにあたり、援助体制を充実させるために児童相談所として必要なものについての自由記述をまとめると、まず「研修の充実」を36ヶ所の児童相談所が挙げており、次いで「同行訪問などを通しての知識・経験の提供」(31児相)、「児童相談所自身の充実が必要」(23児相)、「市町村支援のための専任の職員・組織」(20児相)、「市町村との役割分担の明確化」(16児相)、「ネットワーク会議などへの積極的

参加」(12児相)などが挙がっている。(表64)

逆に市町村が十分機能するために必要なのは、「研修を通しての人材育成」(43ヶ所)、「受理・援助方針会議等援助が機能する体制づくり」(25児相)、「専任職員の配置」(12児相)、「窓口職員に専門職を配置し専門的な援助を実施」(10児相)などが挙げられている。(表65)

7 クロス集計

児童相談所が行う市町村への後方支援について、どのような要因が影響を与えているか相互関係を検討した。

(1) 研修会の開催

研修会の開催の頻度については、市町村支援職員と支援組織をあわせた全体では支援体制の有無については大きな差はないが、「支援組織」のある児童相談所は「支援体制」のない児童相談所に比べて、4回以上研修会を開催する割合は26ポイント高くなっている。

(表66・表67)

また児童相談所の種別による研修会の開催の差は、中央児童相談所の方が地域児童相談所より4回以上開催する割合が7.3ポイントと、やや高くなっている。(表68・表69)

さらに児童相談所と市町村との間の業務分担ガイドラインの有無と研修の開催頻度は、ガイドラインのある児童相談所は「4回以上開催」が40.0%である一方「実施なし」も20.0%と開催頻度に格差が大きいのに対し、ガイドラインのない児童相談所は半数近くが「2~3回実施」しており、「実施なし」は8.7%にすぎない。(表70・表71)

業務量増減の実感と研修会の開催頻度を見ると、「業務量が変わらない」と「減少した業務がある」をあわせた「業務量の増加なし」の児童相談所は「業務量が増えたものがある」児童相談所に比べ、4回以上研修会を開催した割合の差は7ポイントと、あまり差は見られない。(表72・表73)

市町村業務マニュアルの整備と研修会の開催状況について、「18年度のマニュアルを作成する」児童相談所と「マニュアルがない」児童相談所、「17年度にマニュアルを作成した児童相談所」との差はほとんど見られなかった。(表74・表75)

(2) 市町村支援体制と業務

児童相談所の市町村支援の方法として、担当職員を配置する方法と担当組織を設置する方法がある。それぞれを「支援担当」、「支援組織」とし、両者をあわせて「支援体制」と呼ぶ。

支援担当者または支援組織を置いている児童相談所は、地域児童相談所が42.9%に対して中央児童相談所は34.7%と中央児童相談所の方が少ない。しかし支援組織については、中央児童相談所の方が若干設置率は高くなっている。(表76・表77)

支援体制の有無と児童相談所の業務量に関しては、あまり差は生じていない。しかし支援組織を設置している児童相談所は、設置していない児童相談所に比べて12.0ポイントも「増えた業務がある」と感じている割合が高かった。(表78・表79)

また支援組織のある児童相談所については、ガイドラインを作成している割合が10.

0ポイント高かった。(表80)

(3) 業務量の増減と内容

平成17年4月以降の児童相談所の業務について「業務量が増えたものがある」と答えた児童相談所の要因を分析した。

業務の増加を実感している割合は、中央児童相談所と地域児童相談所ではほとんど差は見られない。(表81)

しかし、平成17年以前や平成17年度にマニュアルを作成している児童相談所では業務の増加を実感している割合は高く、「マニュアルがない」か「平成18年度に作る予定である」児童相談所では「変化なし」または「減った業務がある」割合が前二者に比較して高い。(表82)

また児童福祉司一人当たりの管轄人口が7万人以上の児童相談所(以下「7万人以上の児童相談所」という)の方が、業務の増加を感じる割合が高い。(表83)

さらに7万人以上の児童相談所の方が、市町村との業務分担のガイドラインのある児童相談所の割合が高く、7万人未満の地域児童相談所は、市町村との業務分担のガイドラインにある児童相談所の割合が低い。(表84)

また市町村の子ども相談マニュアルは7万人以上の児童相談所は、平成17年度以前から作られている割合が最も高く、逆に7万人未満の児童相談所では「作成していない」の割合がもっとも高かった。(表85)

なお市町村子ども相談マニュアルと市町村と児童相談所の業務分担ガイドラインの関係は、ガイドラインを作っている児童相談所は早期にマニュアルを作る傾向があることが伺われる。(表86)

最後に平成17年度に研修会を1回も開催していない児童相談所の属性は、中央児童相談所と地域児童相談所は同数であり、マニュアルの作成時期についても平成17年度以前から作成している児童相談所から作成していない児童相談所まで幅があった。

F 考察

(1) 相談経路の変化

Eの1でみたように、平成16年度から平成17年度の相談経路の推移は、全相談件数は微増で非行相談が減少気味であるが、通告者は保健所や学校が減り、市町村が増えている。特に虐待相談においては、学校や保健所、児童委員、近隣などの割合が低下している中で、市町村が13.7%も増えている。

このことは市町村が子どもや家族の相談窓口になったことで、地域の関係機関はより身近な市町村の窓口にまず相談が行われ、市町村から児童相談所へと相談経路が変化しつつあることが推察される。

(2) 児童相談所と市町村との連携

全国の76.4%の児童相談所では、児童相談所から市町村への安全確認を依頼したことがあり、また88.5%の児童相談所は市町村に同行訪問を依頼し、71.6%の児童相談所では市町村から同行訪問を依頼されるなど、児童相談所と市町村はさまざまな面

で協力をを行っている。また子どもの一時保護の説得や同意の場合の一時保護の移動等に 76. 8 %の児童相談所で市町村職員の協力を経験している。さらに職権一時保護や立ち入り調査の際にも 51. 8 %の児童相談所で市町村職員の同行や連携を経験しており、市町村の協力が多い。

しかしその業務分担のガイドラインについては、77. 2 %の児童相談所で未作成であること、また市町村から送致された事例については 93. 4 %の児童相談所が児童相談所としての確認や再調査を行っているなど、役割分担や業務推進のルールについて、今後も整理が必要と思われる。

今後児童相談所と市町村の役割分担や業務を円滑に進めるためには定期的な連絡会議が必要であるが、連携・調整のための会議がない児童相談所が 14. 9 %、個別ケース確認等のための定例会議がない児童相談所が 19. 1 %ある。またどちらのタイプの会議も、多くの児童相談所で一部のみ、個別に行われている。

虐待通告など児童相談所職員が直接的な援助にかかる割合も高く、市町村との定期的な会議の開催に割く時間がないことも推察されるが、「減った業務がある」と回答した児童相談所ではその理由を「市町村と業務の分担が結果」を挙げている点からも、市町村との適切な業務分担が行われれば、児童相談所と市町村相互の業務軽減や効率化につながる可能性が示唆された。

(3) 児童相談所の行う市町村支援

全国の児童相談所のうち、平成 17 年度に市町村支援のために担当職員を配置していた児童相談所が 30. 0 %、担当組織を設置していた児童相談所が 9. 2 %あった。

市町村支援の第一として挙げられる研修会は 88. 4 %の児童相談所で実施しており、その最優先の内容は児童虐待相談への対応であり、主な対象は市町村職員である。市町村での児童家庭相談においては児童虐待への対応は避けて通れないが、その対応には法律的な知識や関係機関の役割の理解、保護者との面接技術、虐待を受けた子どもの被害の理解と援助方法の習得など、幅広く奥の深い知識と経験が必要である。

そのため市町村職員の育成に関しては、講義形式の数回の研修ではなく、同行訪問や同席面接、困難事例への定期的なスーパーバイズなど、専門性が高い内容の長期間の研修が必須である。

しかしその企画や準備を担当しているのは 85. 2 %の児童相談所で相談指導部門である。研修の内容を実務に即したものにするためには現場の知識や経験が十分活かされる必要があるが、日々児童虐待など深刻な事例への対応に追われている相談指導部門が研修を企画実施するのは負担が大きく、相談援助業務に支障をきたす可能性も想像される。

また市町村の子ども家庭相談マニュアルは、平成 18 年度までに 69. 8 %の児童相談所で作成され、主な対象や内容は研修会とほぼ同様である。ただマニュアルや厚生労働省の運営指針と子ども虐待対応の手引きを、ほぼ確実に知っている市町村職員は、それぞれ 18. 1 %、9. 5 %であり、今後はこれらの浸透に向けた継続的な研修が必要と思われる。

(4) 業務量

平成17年度に子ども相談が市町村業務になり、虐待の通告先として市町村も加わったが、80.4%の児童相談所では、前年よりも増えた業務があると感じている。その内訳は、「市町村支援業務」85.2%、「相談調査指導業務」65.2%、「心理診断業務」43.5%、「一時保護」39.1%となっており、児童相談所業務全般が増えていると実感されている。

なお前年に比べて「変化なし」が14.7%で、「減った業務がある」と回答したのは4.9%に過ぎないが、うち85.7%は「市町村との役割分担の結果」をその理由としている。これは市町村との適切な役割分担により、児童相談所業務が効率化される可能性も示唆される。

(5) 市町村の体制

今回の調査で市町村の状況を児童相談所にお聞きしたが、回答の中に「一部市町村」や「担当者による」などの記述が散見された。また児童家庭相談窓口の設置にしても全市町村で整備されているわけではなく、同一児童相談所管内でも市町村により、対応にかなりの格差があることが推察される。

今後の市町村での対応を向上させるためには自由記述にもあるように、窓口に専任の専門職の配置が是非必要であり、児童相談所としても研修の実施や同行訪問などを通じて、市町村の体制強化を支援していく必要がある。

G まとめと提言（児童相談所と市町村の協力・連携及び機能強化に向けて）

平成16年度の児童福祉法の改正により、市町村が児童家庭相談の一義的窓口になったことにより、児童相談所は従来の機能に加え、市町村育成という新たな役割が課せられることになった。

加えて平成19年1月23日に見直された「児童相談所運営指針」及び「市町村家庭相談援助指針」においては、虐待通告の受理のあり方、安全確認に係る基本ルール、在宅虐待事例の進行管理等において、児童相談所と市町村の、より緊密な連携と的確な対応が求められている。

本調査では、法改正後の児童相談所と市町村の協力・連携の実態について調査し、その課題を探ってきたが、調査結果からは、これら指針への対応に向けた課題も併せて浮き彫りになった。

以下その課題を解決するための提言を行う。

提言

- 1 市町村の児童家庭相談窓口には、常勤正規専任職員を配置し、児童家庭相談機能の強化を図る必要がある
- 2 児童相談所には、その管轄人口に応じた市町村支援のための専任の組織を、少なくとも専任の職員の配置が必要である

- 3 児童相談所には、児童相談所職員研修及び市町村職員育成のための専任組織、少なくとも専任職員の配置が必要である
- 4 市町村職員に対しては、最低限、国の通知や児童相談マニュアルを活用した研修を継続的に行う必要がある
- 5 児童福祉司は虐待をする保護者など対応の困難な事例への直接援助だけでなく、市町村や関係機関支援のためにも、アセスメントやケアプラン作りなどソーシャルワークの高い専門知識と援助技術が不可欠であり、それを保障するための児童相談所の人事異動や職員採用まで踏まえた人材育成が必要である。
- 6 児童福祉司や市町村職員がそれぞれの役割に応じた児童虐待対応のスキルを理論的・体系的に身につけられるような研修体系・方法について、国レベルでの検討が必要である。その際には、平成19年1月23日に見直しが行われた「児童相談所運営指針」及び「市町村児童家庭相談援助指針」の的確な対応や、自治体間格差の解消も視野に入れた幅広い議論が行われるべきである

以上、児童相談所と市町村の協力・連携の実態と課題について分析を試みたが、調査時点以降に生じた児童虐待死亡事件の影響等もあり、国の指針見直しや自治体独自の新たな体制の導入による影響等、最新の状況は必ずしも反映できない結果になった。

しかし今回初めて児童相談所側から見た児童家庭相談の実情を分析することにより、法や指針の理念を実現させるために必要な条件については、不十分ながら明らかにできたことは意義があったと考える。

最後になりましたが、大変お忙しい中、調査にご協力いただきました全国の児童相談所の方々に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

<統計資料>

(表 1) 回答の状況

	全数	回答	有効回答	割合 (%)
中央児童相談所	6 4	5 1	4 9 (34.5)	7 6. 6
地域児童相談所	1 2 7	9 4	9 3 (65.5)	7 3. 2
合 計	1 9 1	1 4 5	1 4 2 (100)	7 4. 3

1 児童相談所の相談状況

(表 2) 相談件数の推移 N=137

		養護相談	虐待相談	非行相談	その他	合計
16年度	全相談件(A)	28,489	24,861	13,110	175,468	241,928
	うち市町村分(B)	3,018	4,983	362	50,010	58,373
	割合(%) (C)	10.6	20.0	2.8	28.5	24.1
17年度	全相談件(D)	29,018	25,021	12,348	177,172	243,559
	うち市町村分(E)	3,077	5,665	284	51,111	60,137
	割合(%) (F)	10.6	22.6	2.3	28.8	24.7
全体の増減(%) D/A		101.9	100.6	94.2	101.0	100.7
市町村分の増加(件数) E-B		59	682	-78	1,101	1,764
市町村分の増加率(%) E/B		102.0	113.7	78.5	102.2	103.0

(表 3) 相談・通告者の推移(全相談)

N=137

		市町村	保健所	警察	学校	児童委員	家族	近隣	その他	合計
16年度	全相談(A)	58,373	4,878	8,673	10,053	602	96,791	5,015	57,543	241,928
17年度	全相談(B)	60,137	3,852	9,153	9,275	598	100,308	4,926	55,310	243,559
	割合(%)	24.7	1.6	3.8	3.8	0.2	41.2	2.0	22.7	100
	増減(件数)(B-A)	1,764	-1,026	480	-778	-4	3,517	-89	-2,233	1,631
	増減率(%) B/A	103.0	79.0	105.5	92.3	99.3	103.6	98.2	96.1	100.7

(表 4) 相談・通告者の推移(虐待相談) N=137

		市町村	保健所	警察	学校	児童委員	家族	近隣	その他	合計
16年度	虐待相談(A)	4,983	715	1,517	3,626	411	3,908	3,403	6,298	24,861
17年度	虐待相談(B)	5,665	612	1,547	3,456	319	3,912	3,345	6,165	25,021
	割合(%)	22.6	2.4	6.2	13.8	1.3	15.6	13.4	24.6	100
	増減(件数)(B-A)	682	-103	30	-170	-92	4	-58	-133	160
	増減率(%) B/A	113.7	85.6	102.0	95.3	77.6	100.1	98.3	97.9	100.6

2 市町村の相談体制

(表5)市町村の現状(平成18年6月1日現在) N=141

	市	町	村	合計
全 数(A)	689	669	151	1509
相談窓口	681	647	143	1471
窓口設置の割合(%)	98.8	96.7	94.7	97.5
児童虐待防止ネットワークの設置	470	374	57	907
うち要保護協議会との重複を除く(B)	150	145	27	328
要保護児童対策地域協議会設置(C)	320	229	30	579
ネットワーク設置の割合(%) (B+C)/A	68.2	55.9	37.8	60.1

(表6) 相談窓口を設置している市町村数の推移 N=136

	16年度末			17年度末			現在(18年6月1日)		
	窓口設置	全	割合(%)	窓口設置	全	割合(%)	窓口設置	全	割合(%)
市	474	574	82.6	643	675	95.3	681	689	98.8
町	450	771	58.4	589	626	94.1	647	669	96.8
村	88	215	40.9	146	153	95.4	143	151	94.7
合計	1.012	1.560	64.9	1.378	1.454	94.8	1.471	1.509	97.5

(表7)時間外対応の実態 N=141

	16年度末(%)	17年度末(%)	現在(%)
直接対応可能	90(5.8)	173(11.9)	205(13.6)
庁舎管理が対応	651(41.7)	804(55.3)	891(59.0)
電話の自動転送	3(0.2)	10(0.7)	13(0.9)
テープでの案内	41(2.6)	55(3.8)	50(3.3)
何もしていない	332(21.3)	227(15.6)	264(17.5)
不明	443(28.4)	185(12.7)	86(5.7)
合計	1.560(100)	1.454(100)	1.509(100)

(表8)ネットワーク・協議会等の事務局 N=141

	本庁	児童相談所	福祉出先	母子保健	その他	計
虐待防止ネットワーク(重複を除く)	226	12	16	8	66	328
要保護児童対策地域協議会	402	18	65	25	69	579
計	628	30	81	33	135	907
割合(%)	69.2	3.3	8.9	3.6	14.9	100.0

3 児童相談所と市町村の役割分担

(1) 児童相談所の相談体制

(表9) 児童相談所の市町村支援体制 N=142

	カ所	(%)	「あり」の内訳	児相数	(%)	人数	平均(人)
あり	56	39.4	うち担当職員配置	43	76.8	253	5.6
			うち担当組織設置	13	23.2	89	6.8
なし	84	59.2					
無回答	2	1.4					

(表10) 児相種類による差 N=142

	全数	支援体制	児相数	割合 (%)
中央児童相談所	49	あり	17	34.7
		なし	32	65.3
地域児童相談所	93	あり	39	41.9
		なし	54	58.1

(表11) 児童相談所と市町村の業務分担のガイドライン

N=140

	児相数	割合(%)
ガイドラインあり	30	21.4
作成中	2	1.4
なし	108	77.2

(2) 受理と調査

(表12) 市町村からの送致の不受理

N=140

	児相数	割合(%)	件数
なし	129	92.1	
あり	11	7.9	23
①市町村業務	5	45.5	
②児相業務でない	0	0	
③調査不十分	5	45.5	
④その他	1	9.0	
虐待としては不受理			

(表13) 児童相談所から市町村に対応を依頼

N=140

	児相数	割合(%)	件数
なし	90	64.3	
あり	50	35.7	285
①市町村業務	33	66.0	
②児相業務でない	2	4.0	
③調査不十分(依頼)	8	16.0	
④その他	7	14.0	
区での対応が適切			
市町村での継続ケース			
市町村での対応が自然でスムーズ			

(表14)送致事例の児相での確認や再調査 N=137

	児相数	割合(%)
原則すべて	38	27.7
一部実施	2	1.5
内容で検討	88	64.2
しない	6	4.4
その他	3	2.2
不十分が多い	13	10.2
児相として責任ある決定のため	104	81.3
関係作りのため	9	7.0
その他	2	1.6

(表15)安全確認の市町村への依頼

N=140

	児相数	割合(%)	件数
なし	33	23.6	
あり	107	76.4	1464

(表16)市町村に同行訪問を依頼 N=139

	児相数	割合(%)	件数
なし	16	11.5	
あり	123	88.5	2069
①今後市町村対応	49	39.8	
②原則同行	2	1.6	
③市町村職員育成	33	26.8	
④未定	15	12.2	
⑤その他	30	24.4	
以前からの関わりあり(11)			
協力体制作り(6)			
保健師等の同行が有効(5)			
必要に応じて(4)			
両方の関わりが必要(2)			
情報やサービスの提供(2)			

(表17)市町村の依頼による同行訪問 N=141

	児相数	割合(%)	件数
なし	40	28.4	
あり	101	71.6	793
①今後市町村対応	38	37.6	
②原則同行	1	1.0	
③市町村職員育成	33	32.7	
④未定	23	22.8	
⑤その他	10	9.9	
以前からの関わりあり			
協力体制作り			
両方の関わりが必要			
子どもの保護が必要			
市町村の不安			

(3) 情報・スタンスの共有

(表18)児相と市町村間の情報の相互
提供システム N=139

	児相数	割合(%)
ある	41	29.5
一部市町村とある	25	18.0
計画中	3	2.2
ない	70	50.4
自由記述から		
定例会議	25	36.2
要保護等	19	27.5
個別会議	16	23.2

(表19)並行対応の調整 N=140

	児相数	割合(%)	件数
なし	109	77.9	
あり	31	22.1	87
①個別事例検討会を開催	5	16.1	
②連絡を取りながら両方で	14	45.2	
③主機関を決定	13	41.9	
④そのまま継続	0	0	
⑤その他	1	3.2	

(表20)定期的な連絡会(定例実務者会議等) N=141

連携・調整のため			個別ケースの確認等のため		
	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
①全市町村が一緒に	32	22.7	①全市町村が一緒に	2	1.4
②ブロック単位	9	6.4	②ブロック単位	3	2.1
③一部のみ	42	29.8	③一部のみ	53	37.6
④個別に	34	24.1	④個別に	49	34.8
⑤なし	21	14.9	⑤なし	27	19.1
⑥その他	3	2.1	⑥その他	7	5.0
計	141	100.0	計	141	100.0

(表21)連絡会議と要保護協議会との関係
N=142

	児相数	割合(%)
要保護協議会内	63	44.4
要保護協議会外	54	38.0
無回答	25	17.6

(表22)実名での情報交換 N=142

	児相数	割合(%)
実名で実施	38	26.8
一部実名	23	16.2
使わない	16	11.3
無回答	65	45.7

(表23)県内児童相談所同士の情報交換 N=142

	児相数	割合(%)
公式・対応統一	21	14.8
公式情報交換	3	2.1
非公式情報交換	16	11.3
なし	79	55.6
無回答	23	16.2

(4) 児童相談所の判断

(表24)援助方針会議での市町村の意向

N=140

	児相数	割合(%)
必ず求める	31	22.1
申し出があれば	78	55.7
考慮しない	14	10.0
その他	17	12.1
ケース・バイ・ケース		
今後に協力が必要な場合		
送致の際に意見を聞く		
ケース会議での意見を尊重		

(表25)援助方針会議への市町村職員の参加 N=140

	児相数	割合(%)
会議の傍聴	32	22.9
該当事例のみ傍聴	1	0.7
該当事例に出席して意見を求める	4	2.9
参加を認めない	22	15.7
検討ない	67	47.9
その他	15	10.7
事前カンファで把握		
研修の一環として実施		
呼びかけたが希望なし		

(5) 子どもの保護への市町村のかかわり

(表26)一時保護説得のための同行(複数回答)

N=138

	児相数	割合(%)
なし	32	23.2
あり	106	76.8
①市町村事務職員	67	63.2
②保健師	73	68.9
③児童家庭相談員	76	71.7
④生保 CW	34	32.1
⑤保育士	11	10.4
⑥その他	9	8.5
教員	4	
婦人相談員	2	
子ども家庭支援センター	2	

(表27)同意による一時保護の移送(複数回答)

	児相数	割合(%)
なし	31	23.0
あり	104	77.0
①市町村事務職員	75	72.1
②保健師	59	56.7
③児童家庭相談員	72	69.2
④生保 CW	25	24.0
⑤保育士	12	11.5

(表28)職権一時保護への市町村職員の関わり

N=139

	児相数	割合(%)
なし	67	48.2
あり	72	51.8

(表29)(表28)で「あり」72事例のうち市町村職員
が同行したケース(複数回答) N=72

	児相数	割合(%)
なし	29	48.8
あり	43	51.2
①市町村事務職員	32	74.4
②保健師	13	30.2
③児童家庭相談員	27	62.8
④生保 CW	6	14.0
⑤保育士	3	7.0
⑥その他	2	4.7
事務職員	1	
子ども家庭支援センタ ー職員	1	

(表30)立入調査への連携・協力(複数回答)

N=130

	児相数	割合(%)
なし	65	50.0
あり	65	50.0
①同行	28	43.1
②立会い	24	36.9
③移送支援	5	7.7
④打ち合わせのみ	16	24.6
⑤その他	5	7.7
情報収集		
DVで母親対応		
立ち入り事例がない		

(6) 施設入所後の市町村の関わり

(表31)施設入所後の市町村の関わり(2つまで)

N=137

	児相数	割合(%)
なし	18	13.1
あり	119	86.9
①保護者支援	110	92.4
②きょうだいの見守り	41	34.5
③引取りへの体制作り	65	54.6
④外泊中の見守り	13	10.9
⑤その他	0	0.0

(表32)家庭復帰の際の市町村への連絡

N=140

	児相数	割合(%)
①原則として協議	26	18.6
②原則として通知・協議	92	65.7
③原則として通知のみ	9	6.4
④必要に応じて通知	5	3.6
⑤ほとんどしない	2	1.4
⑥その他	6	4.3
必要に応じて通知し協議を行う		
ネットワーク会議を開催		
通知しないが協議する		

4 後方支援

(1) 研修会

(表33)児童相談所主催の市町村職員
研修開催回数 N=138

	児相数	割合(%)
①7回以上	21	15.2
②4~6回	26	18.8
③2~3回	55	39.9
④1回のみ	20	14.5
⑤実施せず	16	11.6

(表35)研修の内容(複数回答) N=122

	児相数	割合(%)
①法令・制度	84	68.9
②児相の事業概要	75	61.5
③虐待相談対応	110	90.2
④虐待以外の相談対応	61	50.0
⑤機関連携・ネットワーク	85	69.7
⑥面接技法(理論)	51	41.8
⑦演習(ロールプレイ)	47	38.5
⑧その他	6	4.9
事例検討		
発達について		
一時保護所・施設等の見学		
統計		
受理会議等の見学		

(表36)研修担当部署(複数回答) N=122

企画・運営総括			講師		
	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
①総務部門	21	17.2	①総務部門	20	16.4
②相談指導部門	104	85.2	②相談指導部門	107	87.7
③判定指導部門	17	13.9	③判定指導部門	46	37.7
④その他	8	6.6	④その他	13	10.7
虐待支援チーム			外部講師		
地域連絡担当			虐待支援チーム		
子育て支援グループ			地域連絡担当		
企画調整課			子育て支援グループ		

(表34)研修の対象(複数回答) N=122

	児相数	割合(%)
①市町村事務職員	116	95.1
②保健師	86	70.5
③児童家庭相談員	102	83.6
④生保 CW	6	4.9
⑤保育士	30	24.6
⑥その他	21	17.2
教員・教育委員会	9	
児童委員・主任児童委員	4	
子ども家庭支援センター	3	
施設職員ほか	各1	

(表37)他機関での研修会講師 N=133

	児相数	割合(%)
①7回以上	33	24.8
②4~6回	20	15.0
③2~3回	32	24.1
④1回のみ	10	7.5
⑤実施せず	38	28.6

(表38)他機関での研修の対象(複数回答) N=95

	児相数	割合(%)
①市町村事務職員	74	77.9
②保健師	58	61.1
③児童家庭相談員	69	72.6
④生保 CW	13	13.7
⑤保育士	53	55.8
⑥その他	38	40.0
教員・教育委員会	23	24.2
児童委員・主任児童委員	14	14.7
子ども家庭支援センターなど	2	2.1

(表39)研修の内容(複数回答) N=95

	児相数	割合(%)
①法令・制度	52	54.7
②児相の事業概要	72	75.8
③虐待相談対応	92	96.8
④虐待以外の相談対応	29	30.5
⑤機関連携・ネットワーク	58	61.1
⑥面接技法(理論)	21	22.1
⑦演習(ロールプレイ)	17	17.9
⑧その他	1	1.1

(2) マニュアル

(表40)児童相談所・都道府県の市町村相談

マニュアルの作成 N=139

	児相数	割合(%)
H16年度末までに作成	50	36.0
H17年度中に作成	33	23.7
H18年度中に作成	14	10.1
予定なし	42	30.2

(表41)マニュアルで対象とした職種 N=97

	児相数	割合(%)
①市町村事務職員	89	91.8
②保健師	61	62.9
③児童家庭相談員	79	81.4
④生保 CW	15	15.5
⑤保育士	35	36.1
⑥その他	20	20.6
教員		
児童委員・主任児童委員		
子ども家庭支援センターなど		
施設職員ほか		

(表42)マニュアルの内容(複数回答) N=97

	児相数	割合(%)
①法令・制度	69	71.1
②児相の事業概要	30	30.9
③虐待相談対応	92	94.8
④虐待以外の相談対応	49	50.5
⑤機関連携・ネットワーク	83	85.6
⑥面接技法	28	28.9
⑦相談事例	40	41.2
⑧その他	13	13.4
関連法令・関係機関一覧		
様式集		
リスクアセスメント		
ネットワークの事例		

(表43)マニュアルを使った研修 N=96

	児相数	割合(%)
①出かけて研修	1	1.0
②職員研修	67	69.9
③広報のみ	20	20.8
④送付のみ	7	7.3
⑤その他	1	1.0
本庁で実施		

(表44)マニュアルの浸透度 N=83

	児相数	割合(%)
①ほぼ確実にマニュアル通り	15	18.1
②一部だけ使用	53	63.8
③ほとんど使われていない	4	4.8
④その他	11	13.3
市と町で違う		
市町村で格差あり		
不明		

(3) 厚生労働省通知

(表45)市町村職員の熟知度 N=137

	児相数	割合(%)
①ほぼ確実に知っている	13	9.5
②一部だけ知っている	88	64.2
③ほとんど知らない	22	16.1
④その他	14	10.2
市と町で違う		
市町村で格差あり		
不明		
研修をしているので知っているはず		
職員個人による		

(表46)児童相談所職員の熟知度 N=138

	児相数	割合(%)
①ほぼ確実に知っている	62	44.9
②一部だけ知っている	71	51.5
③ほとんど知らない	3	2.2
④その他	2	1.4
知っているが使われていない		
研修をしているので知っているはず		
職員個人による		

(4) 定期的な職員の派遣

(表47)児童相談所職員の派遣 N=140

	児相数	割合(%)
①長期に派遣	0	0
②定期的に派遣(出張)	25	17.9
③不定期(随時)派遣	34	24.3
④していない	81	57.8

(表48)派遣の頻度

定期的派遣 N=25		不定期に派遣 N=34	
	児相数		児相数
月1回	10	月1回	6
週1回	5	週1回	5
1~2ヶ月に1回	3	週2~3回	2
2ヶ月に1回	2		

(表49)派遣の内容(複数回答) N=59

	児相数	割合(%)
①相談	37	62.7
②連絡調整	32	54.2
③家庭訪問	30	50.8
④スーパーバイズ	33	55.9
⑤担当者会議	32	54.2
⑥その他	8	13.6
心理判定		
ケースカンファレンス		
情報収集		

(表50)市町村職員の受け入れ N=139

	児相数	割合(%)
①長期に受け入れ	8	5.8
②定期的に受け入れ	2	1.4
③不定期(随時)受け入れ	19	13.7
④していない	110	79.1

(表51)受入期間と頻度

長期受け入れ N=8		不定期に受け入れ N=19	
	児相数		児相数
1年間	3	年1回	6
1月間	2	3ヶ月に1回	2

(表52)受け入れた市町村職員への研修内容 N=29

	児相数	割合(%)
①会議の傍聴	23	79.3
②研修等の受講	21	72.4
③児童福祉司等の同行	15	51.7
④担当として業務	7	24.1
⑤スーパーバイズ等	12	41.4
⑥その他	0	0

(5) 判定依頼

(表53)専門判定依頼

	精神医学的判定 N=134		心理学的判定 N=139	
	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)
なし	115	85.8	79	56.8
あり	19	14.2	60	43.2
件数	752		5,740	

(表55)児相対応へ移行

	精神医学的判定 N=19		心理学的判定 N=60	
	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)
なし	8	42.1	26	43.3
あり	11	57.9	34	56.7
件数	332		2,796	

(6) 援助依頼

(表56)市町村からの援助依頼(複数回答)

N=140

	児相数	割合(%)
①同行訪問	97	69.3
②面接の同席	74	52.9
③カンファレンスの同席	99	70.7
④スーパーバイズ	87	62.1
⑤依頼なし	10	7.1
⑥その他	2	1.4
ケース会議への参加		
ネットワーク会議への参加		

(表58)援助依頼に文書は必要か N=132

	児相数	割合(%)
①基本的に求める	19	14.4
②場合によって求める	42	31.8
③求めない	70	53.0
④その他	1	0.8

(表54)結果の伝達 N=61

	児相数	割合(%)
①全件文書送付	16	26.2
②保護者同意のみ文書	25	41.0
③伝えない	13	21.3
④その他	7	11.5
保護者と同席で説明		
ケースカンファで提供		
一部は文書、一部は口頭		
口頭で説明		

(表57)援助依頼と児相の受理 N=130

	児相数	割合(%)
①児相ケースとする	39	30.0
②受理としない	22	16.9
③経過を見て判断	67	51.6
④その他	2	1.5
これまで受理していなかったが、児童名が 明らかな場合は受理の方向		
同行訪問、同席面接は受理するが、カンファ レンスやスーパーバイズは事例により判断		

(表59)派遣決定 N=129

	児相数	割合(%)
①受理会議	11	8.5
②課長(所属長)	58	45.0
③係長(スーパーバイザー)	24	18.6
④担当者	21	16.3
⑤すべて対応が原則	8	6.2
⑥その他	7	5.4
文書による場合は所属長、それ以外は担当者		
内容によって決定		
グループで相談		
定例の連絡会を児相と区で交互に開催		

5 業務量

(表60)業務量の変化 N=143

	児相数	割合(%)
①増えた業務がある	115	80.4
②変化なし	21	14.7
③減った業務がある	7	4.9

(表61)増減の内容(複数回答)

	増えた業務 N=115		減った業務 N=7	
	児相数	割合(%)	児相数	割合(%)
①相談・調査・指導業務	75	65.2	5	71.4
②心理診断・心理指導	50	43.5	1	14.3
③医学診断・治療	24	20.9	1	14.3
④一時保護	45	39.1	0	0
⑤進行管理・記録管理	52	45.2	1	14.3
⑥受理・援助方針会議	28	24.3	0	0
⑦研修	46	40.0	0	0
⑧市町村関係機関支援	98	85.2	1	14.3
⑨その他	7	6.1	2	28.6
	障害者自立支援法関連		手帳判定	
	家族再統合		虐待対応ケース	
	児福法28条更新			
	施設措置児(自立支援計画、退所調整)			
	少年非行			
	システム化に伴う入力			
	各種調査への回答			

(表62)業務増加の理由(複数回答) N=115

	児相 数	割合 (%)
①相談件数の増加	46	40.0
②相談内容の深刻化	75	62.2
③市町村関係機関支援の新設	93	80.9
④その他	8	7
障害者自立支援法		
児福法28条の有期限化		
システム化に伴う精神的負担		
虐待相談の増加		

(表63)業務減少の理由(複数回答) N=7

	児相数	割合(%)
①相談件数の減少	0	0
②市町村との役割分担の結果	6	85.7
③IT化による業務省力化	0	0
④職員増員	3	42.9
⑤その他	1	14.3
機構改編で業務の一部移管		

6 自由記述から

(表 6 4) 市町村支援のために児童相談所に必要なこと（自由記述から）

研修の充実（36）
同行訪問などを通しての知識・経験の提供（31）
児童相談所自身の充実（23）
市町村支援のための専任職員・専任組織の配置（20）
市町村との役割分担の明確化（16）
ネットワーク会議や事例検討会への積極的参加（12）
スーパーバイズの実施（12）
市町村の状況に応じた支援（10）
児童相談所と市町村間での人事交流（8）
マニュアルの作成（7）

(表 6 5) 児童家庭相談体制充実に向けて市町村に必要なこと（自由記述から）

研修等を通じて人材を育成する（43）
受理・援助方針会議等援助が機能する体制づくり（25）
役割分担の明確化（15）
専任職員の配置（12）
窓口職員に専門職を配置し専門的な援助を実施（10）
専任職員配置を地方交付税等で手当て（6）
要保護児童対策地域協議会の設置と実質的で有効な活動（6）
職員の人員増（5）
児童相談の重要性に対する市町村幹部の理解（4）

7 クロス集計の結果

(1) 研修会開催

(表6 6) 市町村支援体制と研修回数 (1) N=136

研修回数	7回以上	4~6回	2~3回	1回のみ	実施なし	計
なし(%)	1 3 (16.0)	1 3 (16.0)	3 4 (42.1)	1 3 (16.0)	8 (9.9)	8 1 (100)
支援体制あり (%)	7 (12.7)	1 3 (23.6)	2 0 (36.5)	7 (12.7)	8 (14.5)	5 5 (100)
うち支援組織あり (%)	3 (25.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	0	1 (8.3)	1 2 (100)
計(%)	2 0 (14.7)	2 6 (19.1)	5 4 (39.7)	2 0 (14.7)	1 6 (11.8)	1 3 6 (100)

(表6 7) 市町村支援組織と研修回数 (2) N=136

研修回数	4回以上	3回以下	計
なし(%)	2 6 (32.0)	5 5 (68.0)	8 1 (100)
支援体制あり (%)	2 0 (36.3)	3 5 (63.7)	5 5 (100)
うち支援組織あり (%)	7 (58.3)	5 (41.6)	1 2 (100)
計(%)	4 6 (33.8)	9 0 (66.2)	1 3 6 (100)

(表6 8) 中央児相・地域児相の差と研修回数 (1) N=138

研修回数	7回以上	4~6回	2~3回	1回のみ	実施なし	計
中央児相(%)	1 1 (22.4)	8 (16.3)	1 6 (32.7)	5 (10.2)	9 (18.4)	4 9 (100)
地域児相(%)	1 0 (11.2)	1 8 (20.2)	3 9 (43.8)	1 5 (16.9)	7 (7.9)	8 9 (100)
計(%)	2 1 (15.2)	2 6 (18.8)	5 5 (39.9)	2 0 (14.5)	1 6 (11.6)	1 3 8 (100)

(表6 9) 中央児相・地域児相の差と研修回数 (2)

研修回数	4回以上	3回以下	計
中央児相(%)	1 9 (38.8)	3 0 (61.2)	4 9 (100)
地域児相(%)	2 8 (31.5)	6 1 (68.5)	8 9 (100)
計(%)	4 7 (34.1)	9 1 (65.9)	1 3 8 (100)

(表70) 役割分担のガイドラインの有無と研修回数(1) N=134

研修回数	7回以上	4～6回	2～3回	1回のみ	実施なし	計
ガイドラインあり(%)	4 (13.3)	8 (26.7)	10 (33.3)	2 (6.7)	6 (20.0)	30 (100)
なし(%)	16 (15.4)	18 (17.3)	43 (41.3)	18 (17.3)	9 (8.7)	104 (100)
計(%)	20 (14.9)	26 (19.4)	53 (39.6)	20 (14.9)	15 (11.2)	134 (100)

(表71) 役割分担のガイドラインの有無と研修回数(2)

研修回数	4回以上	3回以下	計
ガイドラインあり(%)	12 (40.0)	18 (60.0)	30 (100)
なし(%)	34 (32.7)	70 (67.3)	104 (100)
計(%)	46 (34.3)	88 (65.7)	134 (100)

(表72) 業務量の増加と研修回数(1) N=137

研修回数	7回以上	4～6回	2～3回	1回のみ	実施なし	計
業務量増加あり(%)	18 (16.1)	19 (17.0)	44 (39.3)	18 (16.1)	13 (11.6)	112 (100)
業務量増加なし(%)	3 (12.0)	7 (28.0)	10 (40.0)	2 (8.0)	3 (12.0)	25 (100)
計(%)	21 (15.3)	26 (19.0)	54 (39.4)	20 (14.6)	16 (11.7)	137 (100)

* 「増加なし」には「変化なし」と「減少した業務がある」を含む

(表73) 業務量の増加と研修回数(2)

研修回数	4回以上	3回以下	計
業務量増加あり(%)	37 (33.0)	75 (67.0)	112 (100)
業務量増加なし(%)	10 (40.0)	15 (60.0)	25 (100)
計(%)	47 (34.3)	90 (65.7)	137 (100)

(表74) 市町村業務マニュアルと研修回数(1) N=137

研修回数	7回以上	4～6回	2～3回	1回のみ	実施なし	計
17年以前から(%)	9 (18.4)	8 (16.3)	22 (44.9)	7 (14.3)	3 (6.1)	49 (100)
17年度に作成(%)	4 (12.1)	7 (21.2)	13 (39.4)	4 (12.1)	5 (15.1)	33 (100)
18年度に作成(%)	3 (23.1)	2 (15.4)	5 (38.5)	0	3 (23.1)	13 (100)
マニュアルなし(%)	4 (9.5)	9 (21.4)	15 (35.7)	9 (21.4)	5 (11.9)	42 (100)
計(%)	20 (14.6)	26 (19.0)	55 (40.1)	20 (14.6)	16 (11.7)	137 (100)

(表75) 市町村業務マニュアルと研修回数(2)

研修回数	4回以上	3回以下	計
17年以前からあり(%)	17 (34.7)	32 (65.3)	49 (100)
17年度に作成(%)	11 (33.3)	22 (66.7)	33 (100)
18年度に作成(%)	5 (38.5)	8 (61.6)	13 (100)
マニュアルなし(%)	13 (31.0)	29 (69.0)	42 (100)
計(%)	46 (33.6)	91 (66.4)	137 (100)

(2) 支援体制の性格

(表76) 支援体制(組織又は職員)の児相の種類

	体制あり	体制なし	計
中央児相 (%)	17 (34.7)	32 (65.3)	49 (100)
中央以外 (%)	39 (42.9)	52 (57.1)	91 (100)
計 (%)	56 (40.0)	84 (60.0)	140 (100)

(表77) 支援組織の児相の種類

	組織あり	組織なし	計
中央児相 (%)	5 (10.2)	44 (89.8)	49 (100)
中央以外 (%)	8 (8.8)	83 (91.2)	91 (100)
計 (%)	13 (9.3)	127 (90.7)	140 (100)

(表78) 支援体制(組織又は職員)と業務量

	増加した項目あり	増加なし	計
体制あり (%)	45 (80.4)	11 (19.6)	56 (100)
体制なし (%)	69 (82.1)	15 (17.9)	84 (100)
計 (%)	114 (81.4)	26 (18.6)	140 (100)

(表79) 支援組織と業務量

	増加した項目あり	増加なし	計
組織あり (%)	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100)
組織なし (%)	102 (80.3)	25 (19.7)	127 (100)
計 (%)	114 (81.4)	26 (18.6)	140 (100)

(表80) 支援体制(組織+職員)とガイドラインの有無

	ガイドラインあり	なし	計
組織あり(%)	4 (30.8)	9 (69.2)	13 (100)
組織なし(%)	26 (20.8)	99 (79.2)	125 (100)
計(%)	30 (21.7)	108 (78.3)	138 (100)

(3) 業務量の増加

(表 8 1) 業務量増加と児童相談所の種類

	業務増加あり	業務増加なし	計
中央児相(%)	40 (80.0)	10 (20.0)	50 (100)
地域児相(%)	75 (81.5)	17 (18.5)	92 (100)
計(%)	115 (81.0)	27 (19.0)	142 (100)

(表 8 2) 業務量の増加とマニュアルの作成

マニュアル	17年以前からあり(%)	17年度に作成(%)	18年度に作成(%)	マニュアルなし(%)	計(%)
業務増加あり	42 (85.7)	29 (87.9)	8 (57.1)	31 (77.5)	110 (81.9)
業務増加なし	7 (14.3)	4 (12.1)	6 (42.9)	9 (22.5)	26 (18.1)
計(%)	49 (100)	33 (100)	14 (100)	40 (100)	138 (100)

(表 8 3) 業務量増加と児童福祉司の負担

	増加あり	増加なし	計
人口7万人未満(%)	55 (78.6)	15 (21.4)	70 (100)
人口7万人以上(%)	56 (83.6)	11 (16.4)	67 (100)
計(%)	111 (81.0)	26 (19.0)	138 (100)

(注)児童福祉司1人
当たりの管轄人口

(表 8 4) 業務分担ガイドラインの有無と児童福祉司の負担

	ガイドラインあり	なし	計
人口7万人未満(%)	11 (16.9)	54 (83.1)	65 (100)
人口7万人以上(%)	19 (29.2)	46 (70.8)	65 (100)
計(%)	30 (23.1)	100 (76.9)	130 (100)

(表 8 5) マニュアルの有無と児童福祉司の負担

	17年以前	17年度作成	18年度作成	なし	計
人口7万人未満(%)	20 (30.3)	16 (24.2)	10 (15.2)	20 (30.3)	66 (100)
人口7万人以上(%)	27 (41.5)	17 (26.2)	4 (6.2)	17 (26.2)	65 (100)
計(%)	47 (35.9)	33 (25.2)	14 (10.7)	37 (28.2)	131 (100)

(表86)マニュアルの有無とガイドラインの有無

	17年以前	17年度に作成	18年度に作成	マニュアルなし	計
ガイドラインあり(%)	13 (43.3)	13 (43.3)	2 (6.7)	2 (6.7)	30 (100)
なし(%)	37 (35.2)	18 (17.1)	10 (9.5)	40 (38.1)	105 (100)
計(%)	50 (37.0)	31 (23.0)	12 (8.9)	42 (31.1)	135 (100)

(表87)研修会を開催しない児童相談所の属性 N=16

マニュアル	児相数 (%)	種別	児相数 (%)	支援体制	児相数 (%)
16年度末	3 (18.7)	中央児相	8 (50.0)	あり	9 (56.3)
17年度中	5 (31.3)	中央以外	8 (50.0)	なし	7 (43.7)
18年中	3 (18.7)				
なし	5 (31.3)				

「児童相談所と市町村との協力・連携に関する実態調査」

調査票

児童相談所と市町村との協力・連携の実態調査

全国児童相談所長会

<趣旨>

平成16年の児童福祉法（以下「法」という。）改正により、平成17年度から市町村が児童相談の一義的な窓口となり、児童虐待の通告先としても位置づけられました。また、児童相談所の役割としては、市町村への後方支援が加わりました。今回の調査は、法改正で市町村の体制と児童相談所業務がどのように変化しているのか実態を把握し、今後の児童相談所と市町村との協力連携のあり方を検討するために行うものです。

ご多忙中とは思いますが、ご協力を願いします。

<記入上の注意>

下線部分及び枠内は数字または文字を、質問に該当する項目の番号または（ ）内に○を記入してください。なお質問内で「複数回答可」又は「二つまで」と書いてある設問以外は、1つを選んでご記入ください。また件数などは特に年度や時期を明示している場合を除き、平成17年度でお答えください。（特別区および政令指定都市の区は「市」とみなしてご記入ください。）

<回答期限>

平成18年8月31日（木）

<問い合わせ先>

西南学院大学 安部計彦

Eメール kazuhiko@seinan-gu.ac.jp

電話 092-823-4332（研究室直通）

携帯電話 090-2856-2698

<返送先>

〒106-8580 東京都港区南麻布5-6-8 日本子ども家庭総合研究所 有村

（問合せ先と送付先が違いますのでご注意ください）

都道府県 _____ 児童相談所 _____

管轄人口： _____ 人（平成____年____月____日現在：入手しうる最新）

管轄児童人口： _____ 人（平成____年____月____日現在：入手しうる最新）

平成17年4月1日現在の児童福祉司数： _____ 人

（担当地域や事例を持たない管理職、スーパーバイザーを除く）

平成17年度の

市町村支援体制：あり（）、なし（）

→ 該当番号を○で囲み、（ ）内にご記入ください
① 担当職員配置

a 正規職員（）、非常勤職員（）

b 所属（）

c 常勤換算の業務量（）人分（小数点以下1位まで）

② 担当組織あり

a 名称（）

b 規模（）人

I 児童相談所の相談受付件数についてお尋ねします。(市町村所属の各機関は市町村に含めます。また、同じアルファベットの欄は数字が一致します。)

(1) 相談件数の推移について、枠内に件数をご記入下さい。

	虐待を除く養 護相談件数	虐待相談件数	非行相談件数	その他の相談 件数	合 計
平成16年度 (うち市町村から)	()	(e f)	()	()	(a b)
平成17年度 (うち市町村から)	()	(g h)	()	()	(c d)

(2) 通告機関の推移についてお尋ねします。それぞれの年度に該当する件数をご記入下さい。

①全相談件数

	市町村	保健所	警察	学校	児童委員	家族	近隣	その他	合 計
平成16年度	b								a
平成17年度	d								c

②虐待相談

	市町村	保健所	警察	学校	児童委員	家族	近隣	その他	合 計
平成16年度	f								e
平成17年度	h								g

II 市町村の相談体制についてお尋ねします。枠内に件数をご記入下さい。(同じアルファベットの欄は数字が一致します。)

(1) 市町村の現状について、それぞれ数を記入してください。(平成18年6月1日現在)

	市	町	村	合計
全数				a
相談窓口を設置している	e	f	g	b
虐待防止ネットワークがある				c
要保護児童対策地域協議会がある				d

(2) 相談窓口を設置している市町村数の推移について、年度別に市町村数を記入してください。

	平成16年度末	平成17年度末	18年6月1日 現在
市 (全数)	()	()	e ()
町 (全数)	()	()	f ()
村 (全数)	()	()	g ()
合 計			b ()

(3) 時間外対応の状況について、それぞれ市町村数を記入してください。

	平成16年度末	平成17年度末	18年6月1日 現在
時間外でも直接対応可能			
時間外は庁舎管理が対応			
電話の自動転送			
テープでの案内			
何もしていない			
合 計			a

(4) 市町村の虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の事務局（調整機関）はどの部署に設置されていますか。それぞれ件数を記入してください（18年6月1日 現在）。

	児童福祉 (本庁)	児 相	児相以外の児童 福祉(出先)	母子保健	その他	合 計
虐待防止 ネットワーク						c
要保護児童対策 地域協議会						d

III 児童相談所と市町村の協力・連携についてお尋ねします。

(1) 受理

ア 児童相談所と市町村の業務分担について、ガイドライン等明文化したものがありますか。

- ① ある → この回答に同封して、1部お送りください
- ② 作成中
- ③ なし

イ 市町村から児童相談所に送致のあった事例に対して、受理しなかったものがありますか。ある場合は主な理由を1つ選んで○をしてください。

() ある (_____ 件) () なし

- 理由 ① 児童福祉法10条の市町村の業務に該当すると判断した。(積極的理由)
 ② 児童福祉法12条第2項の児童相談所の業務に該当しないと判断した。
 (消極的理由)
 ③ 調査が不十分(再調査後受理したものも含む。)
 ④ その他()

ウ 児童相談所に他の機関や住民から通告があった事例について、「市町村が対応すべき」と、市町村に対応を依頼したものがありますか。ある場合は主な理由を1つ選んで○をしてください。

() ある (_____ 件) () なし

- 理由 ① 児童福祉法10条の市町村の業務に該当すると判断した。(積極的理由)
 ② 児童福祉法12条第2項の児童相談所の業務に該当しないと判断した。
 (消極的理由)
 ③ 調査が不十分(再調査後受理したものも含む。)
 ④ その他()

(2) 調査

ア 児童相談所が受理したケースのうち、市町村に子どもの安全確認をお願いしたものがありますか。

() ある (_____ 件) () なし

イ 児童相談所が受け付けたケースのうち、市町村に同行訪問をお願いしたものがありますか。ある場合はその主な理由を一つ選んで○をしてください。

() ある (_____ 件) () なし

- 理由 ① 今後、市町村の事例として対応してもらうため。
 ② 全ての事例に対して、同行を原則としている。
 ③ 市町村職員の育成のため。
 ④ どちらが主に対応するか未定のため。
 ⑤ その他()

ウ 市町村が受理したケースのうち、児童相談所に同行訪問を求められたものがありますか。ある場合はその主な理由を一つ選んで○をしてください。

() ある (_____ 件) () なし

理由 ① 今後、児童相談所の事例として対応してもらうため。

② 全ての事例に対して、同行を原則としている。

③ 市町村職員の育成のため。

④ どちらが主に対応するか未定のため。

⑤ その他 ()

エ 市町村から送致があった場合、児童相談所は市町村の調査内容を再度調査や確認を行っていますか。最も該当するもの一つに○をつけてください。

① 原則すべての事例について再調査する。

② 一部の市町村については再調査する。

③ 内容により再調査の必要性を検討する。

④ 原則として再調査しない。

⑤ その他 ()

エ・2 ウで①～③と回答された児童相談所にお尋ねします。「再調査をする」場合、その理由として最も該当するもの一つに○をつけてください。

① 調査が不十分な場合が多いため。

② 児童相談所として責任ある決定をするため。

③ 今後の援助に際しての関係作りに必要なため。

④ その他 ()

(3) 情報(スタンス)の共有

ア 現在児童相談所と市町村の間で、相互情報提供システムがありますか。

① ある

② 一部市町村とある

③ 計画中

④ なし

イ アで①～③の内容について簡単に説明してください。

ウ 一つの事例に対して、児童相談所と市町村が別々に対応していたことが後日判明したようなことがありましたか。ある場合はその件数を記入してください。

() ある (_____ 件) () なし

→ その場合、どのように対応しましたか。主な対応を選んで○をつけてください。

① 市町村と個別事例検討会を実施した。

② 連絡を取り合い、役割を明確にして、両方がかかわり続けた。

③ 連絡を取り合い、主担当をどちらかに決定した。

④ 連絡を取らず、そのまま両方がかかわり続けた。

⑤ その他 ()

エ 現在、児童相談所と市町村との定期的な連絡会（定例実務者会議等）はありますか。それぞれ当てはまるもの一つを選んで○をしてください。

組織連携や調整のための連絡会	個別ケースの確認等のための連絡会（注）
① 管内全市町村が集まって開催	① 管内全市町村が集まって開催
② 管内をブロックに分けて、全市町村と開催	② 管内をブロックに分けて、全市町村と開催
③ 一部市町村とのみ実施	③ 一部市町村とのみ実施
④ 全市町村ごとに個別に開催	④ 全市町村ごとに個別に開催
⑤ 実施していない	⑤ 実施していない
⑥ その他（ ）	⑥ その他（ ）

（注）2時間程度で10ケース程度について、経過報告や方向性の確認、終了したケースの見直しなどの会議

エで①～④と答えられた児童相談所にお尋ねします。（オ～キ）

オ エの連絡会議は、要保護対策事業地域協議会の中に位置づけられていますか。

（ ）位置付けられている （ ）位置づけられていない

カ 「個別ケースの確認のための連絡会議」を複数の市町村が合同で開催する場合には、子どもの実名での情報交換が行われますか。当てはまるもの一つを選んで○をしてください。

- ① 実名で行う。
- ② 必要により実名で行う。
- ③ 実名を使わない。

キ 連絡会議の結果等について、都道府県内の児童相談所同士が情報交換を行っていますか。当てはまるもの一つを選んで○をしてください。

- ① 公式に情報交換を行い、都道府県内統一体制が取れるよう努力している。
- ② 公式に情報交換を行っているのみ。
- ③ 非公式ではあるが、情報交換を行っている。
- ④ 情報交換は行われていない。

（4）判断

ア 市町村から送致のあった事例について、援助方針会議にかける際に、市町村に意見を求めますか。最も該当するもの一つを選んで○をしてください。

- ① 児童相談所が声をかけ、必ず意見を求める。
- ② 児童相談所からは声をかけないが、市町村が自主的に申し出た事柄については考慮する。
- ③ 援助方針会議で、市町村の意見が考慮されたことはない。
- ④ その他（ ）

イ 児童相談所での援助方針会議に、市町村職員が参加したことがありますか。最も該当するもの一つを選んで○をしてください。

- ① 会議の傍聴
- ② 所属市町村の事例についてのみ傍聴可能。
- ③ 所属市町村の事例について発言や意見を積極的に求める。
- ④ 援助方針会議への参加は認めていない。
- ⑤ 検討したことがない。
- ⑥ その他（ ）

(5) 子どもの保護

ア 一時保護説得のため、児童相談所職員と市町村職員が同行したことがありますか。

() ある () ない

→ その職種は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 市町村事務職員 | ② 保健師 |
| ③ 家庭児童相談員 | ④ 生活保護ケースワーカー |
| ⑤ 保育士 | |
| ⑥ その他の職種 () | |

イ 同意による一時保護の場合への準備や移送に、市町村職員がかかわったことがありますか。

() ある () ない

→ その職種は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 市町村事務職員 | ② 保健師 |
| ③ 家庭児童相談員 | ④ 生活保護ケースワーカー |
| ⑤ 保育士 | |

ウ 市町村が係わっていたケースのうち、職権による一時保護の事例はありましたか。

() ある () ない

→ そのうち、市町村職員が同行したケースがありますか。

() ある () ない

→ 同行した職員の職種は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 市町村事務職員 | ② 保健師 |
| ③ 家庭児童相談員 | ④ 生活保護ケースワーカー |
| ⑤ 保育士 | |
| ⑥ その他の職種 () | |

エ 児童相談所の立入調査に当たって、市町村との連携・協力はありますか。

() ある () ない

→ それは主にどのようなものですか。最も該当するもの一つを選んで○をしてください。

- | | |
|-----------|---------|
| ① 同行 | ② 立会い |
| ③ 移送支援 | ④ 打合せのみ |
| ⑤ その他 () | |

(6) 施設入所後の市町村の関わりについてお尋ねします。

ア 子どもを施設入所させた後に、家族等に対して市町村と協働（または役割分担）して、かかわったことがありますか。

() ある () ない

→ それはどのような目的ですか。主な理由を二つまで選んで○をつけてください。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 保護者への援助 | ② きょうだいの見守り、援助 |
| ③ 引き取りに向けての体制作り | ④ 外泊中の見守り |
| ⑤ その他 () | |

イ 一時保護や施設入所後に家庭に戻す場合、市町村とはどのように連携をとっていますか。当てはまるもの一つを選んで○をしてください。

- ① 原則として必ず協議する。
- ② 原則として必ず通知し、必要に応じて協議も行っている。
- ③ 原則として必ず通知するが、協議は行わない。
- ④ 必要に応じて通知のみ行う。
- ⑤ 通知も協議もほとんど行っていない。
- ⑥ その他 ()

IV 児童相談所の市町村に対する後方支援についてお尋ねします。

(1) 研修会の実施についてお尋ねします。

ア 児童相談所主催の市町村職員向け研修会について

回数はどの程度でしたか。当てはまるもの一つを選んで○をしてください。(同内容の研修を地域や時間で分けて2回以上実施した場合は1回と数える。)

- ① 7回以上
- ② 3~5回
- ③ 1~3回
- ④ 1回のみ
- ⑤ 1回も実施していない。

アで①~④と答えられた児童相談所にお尋ねします。(イ~エ)

イ 対象とした職種は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 市町村事務職員 | ② 保健師 |
| ③ 家庭相談員 | ④ 生活保護ケースワーカー |
| ⑤ 保育士 | |
| ⑥ その他の職種 () | |

ウ 内容はどんなものですか。(複数回答可)

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 法令・制度 | ② 児童相談所の事業概要 |
| ③ 虐待相談対応 | ④ 虐待以外の相談対応 |
| ⑤ 機関連携、地域ネットワーク等 | ⑥ 面接技法(理論) |
| ⑦ 演習(ロールプレイ等) | |
| ⑧ その他 () | |

エ 児童相談所主催で研修を行う場合は、どの部署が担当しますか。(複数回答可)

企画・運営総括	講師(外部講師の依頼・渉外を含む)
① 総務部門(本庁職員を含む)	① 総務部門(本庁職員を含む)
② 相談・指導部門	② 相談・指導部門
③ 判定・指導部門	③ 判定・指導部門
④ その他()	④ その他()

オ 他機関が主催した市町村職員向けの研修会で、児童相談所の職員が講師となったもの回数はどの程度でしたか。当てはまるもの一つを選んで○をしてください。(同内容の研修を地域や時間で分けて2回以上実施した場合は1回と数える。)

- ① 7回以上
- ② 3~5回
- ③ 1~3回
- ④ 1回のみ
- ⑤ 1回も実施していない。

→オで①~④と答えられた児童相談所にお尋ねします。(カ、キ)

カ 対象とした職種は何ですか。(複数回答可)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 市町村事務職員 | ② 保健師 |
| ③ 家庭相談員 | ④ 生活保護ケースワーカー |
| ⑤ 保育士 | |
| ⑥ その他の職種 () | |

キ 内容はどんなものですか。(複数回答可)

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 法令・制度 | ② 児童相談所の事業概要 |
| ③ 虐待相談対応 | ④ 虐待以外の相談対応 |
| ⑤ 機関連携、地域ネットワーク等 | ⑥ 面接技法(理論) |
| ⑦ 演習(ロールプレイ等) | |
| ⑧ その他 () | |

(2) マニュアルの作成についてお尋ねします。

ア 児童相談所又は都道府県独自に、市町村相談のためのマニュアルを作成されましたか。

- ① H17.3.31までに作成した。
- ② H17年度中に作成した。
- ③ H18年中に作成した、又は現在作成中。
- ④ 作成予定なし。

→①~③とお答えになった児童相談所にお尋ねします。(イ~エ)

イ マニュアルはどの職種を対象としていますか。(複数回答可)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 市町村事務職員 | ② 保健師 |
| ③ 家庭相談員 | ④ 生活保護ケースワーカー |
| ⑤ 保育士 | |
| ⑥ その他の職種 () | |

ウ 内容はどのようなものですか。当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 法令・制度 | ② 児童相談所の事業概要 |
| ③ 虐待相談対応 | ④ 虐待以外の相談対応 |
| ⑤ 機関連携、地域ネットワーク等 | ⑥ 面接技法 |
| ⑦ 相談事例等 | |
| ⑧ その他 () | |

エ 作成したマニュアルを使っての研修を実施しましたか。(またはする予定ですか。) 当てはまるもの一つを選んで番号に○をしてください。

- ① 全市町村に出かけていって行った(行う予定)。
- ② 全市町村の職員代表を集めて行った(行う予定)。
- ③ マニュアルの存在を研修会などで広報した(する予定)。

- ④ マニュアルを送付したのみ（するのみの予定）。
⑤ その他（ ）

アで①又は②と答えられた児童相談所にお尋ねします。

- オ 市町村職員にマニュアルはどの程度使われていると思われますか。当てはまるもの一つを選んで番号に○をしてください。
- ① ほぼ確実にマニュアル通り運用されている。
② マニュアルの1部分だけが使われている。
③ ほとんど使われていない。
④ その他（ ）

（3） 厚生労働省通知関係についてお尋ねします。

- ア 市町村職員は、厚生労働省の市町村児童家庭援助指針や子ども虐待対応の手引きなどの通知を、どの程度熟知していると思われますか。当てはまるもの一つを選んで番号に○をしてください。
- ① ほぼ確実に知っている。
② 部分だけを知って使っている。
③ ほとんど知らず、使われていない。
④ その他（ ）

- イ 児童相談所職員は、厚生労働省の児童相談所運営指針や市町村児童家庭援助指針、子ども虐待対応の手引きなどを熟知していると思われますか。当てはまるもの一つを選んで番号に○をしてください。
- ① ほぼ確実に知っている。
② 部分だけを知って使っている。
③ ほとんど知らず、使われていない。
④ その他（ ）

（4） 定期的な職員の派遣

- ア 児童相談所職員の市町村への定期的な派遣や出張を行っていますか。当てはまるもの一つを選んで番号に○をし、その頻度を文末の（ ）内に記入してください。
- ① 長期に派遣。（ 期間）
② 定期的に派遣。（出張、 に1回）
③ 不定期（随時）に派遣。（その頻度は に1回）
④ 派遣は行っていない。

→ア-2 アで派遣した職員はどのような業務を担当していますか（複数回答可）

- ① 住民や関係機関からの相談
② 関係機関との連絡調整
③ 家庭訪問
④ スーパーバイズ
⑤ 市町村相談担当者会議への出席
⑥ その他（ ）

- イ 市町村職員を児童相談所に研修等の目的で受け入れることができますか。当てはまるもの一つを選んで○をし、その頻度を文末の（ ）内に記入してください。
- ① 長期に受け入れている。（ 期間）
② 定期的に受け入れている。（ に1回）
③ 不定期（随時）に受け入れている。（その頻度はおおむね に1回）
④ 受け入れは行っていない。

→ イ・2 受け入れた職員にはどのような研修を実施していますか。当てはまるものを選んで番号に○をしてください。(複数回答可)

- ① 会議等の傍聴
- ② 研修等の受講
- ③ 児童福祉司等の同行
- ④ 担当者として業務を分担している。
- ⑤ スーパーバイズや助言等を与える。
- ⑥ その他 ()

(5) 市町村からの判定依頼についてお尋ねします。

ア 精神医学的判定の依頼がありましたか。

() ある (_____ 件) () なし

イ 心理学的判定の依頼がありましたか。

() ある (_____ 件) () なし

→ ア又はイで「ある」とお答えになった児童相談所にお尋ねします。(ウ、エ)

ウ 判定結果はどのように返していますか。当てはまるもの一つを選んで番号に○をしてください。

- ① 判定結果は、全事例について文書で市町村に送付している。
- ② 判定結果のうち、保護者の同意が得られたものだけ、文書で市町村に送付している。
- ③ 年金や手帳の程度を除き、詳細な判定結果は市町村には伝えていない。
- ④ その他 ()

エ 精神・心理学的判定依頼のあったケースのうち児童相談所で対応することとなったものがありますか。

精神医学的判定 () ある (_____ 件) () なし

心理学的判定 () ある (_____ 件) () なし

(6) 市町村からの援助依頼についてお尋ねします。

ア 市町村から行われた援助依頼はどのようなものですか。当てはまるものを選び番号に○をしてください。(複数回答可)

- ① 同行訪問
- ② 面接の同席
- ③ カンファレンスの同席 (児相ケースへの移行を前提とする場合を除く)
- ④ スーパーバイズ
- ⑤ その他 ()
- ⑥ これまで援助依頼はない。

→ アで①～⑤とお答えになった児童相談所にお尋ねします。(イ～エ)

イ 援助依頼と受理の関係をどうされていますか。当てはまるものを一つ選んで番号に○をしてください。

- ① 児童相談所ケースとして受理している。
- ② 受理とはしない。(必要な場合は「送致」するように言う。)
- ③ 依頼を受けた段階では受理とはしないが、事例の状況により児童相談所が「受理」と判断する場合もある。
- ④ その他 ()

ウ 援助依頼には市町村に文書を求めるか。当てはまるものを一つ選んで番号に○をしてください。

- ① 基本的には求める。
- ② 場合によって求める。
- ③ 文書は求めず、電話等での要請でよい。
- ④ その他 ()

エ 派遣依頼に対して、その派遣をどのように決定しますか。当てはまるものを一つ選んで番号に○をしてください。

- ① 受理会議で決定する。
- ② 課長(所属長)が決定する。
- ③ スーパーバイザー(係長級)が決定する。
- ④ 担当者が決定する。
- ⑤ すべて対応することが原則である。
- ⑥ その他 ()

V 平成17年4月1日以降の児童相談所の業務量についてお尋ねします。

ア 業務量について、どう実感されていますか。当てはまるものを選んで番号に○をしてください。(複数回答可)

- ① 業務量が増えたものがある。
- ② 変化なし
- ③ 業務量の減ったものがある。

→アで①とお答えになった児童相談所にお尋ねします。

イ どのような業務が増えたと実感していますか。当てはまるものを選んで番号に○をしてください。
(複数回答可)

- ① 相談・調査及び指導業務
- ② 心理診断・心理指導業務
- ③ 医学診断・治療指導業務
- ④ 一時保護
- ⑤ ケースの進行管理、記録の管理
- ⑥ 受理会議又は援助方針会議
- ⑦ 研修企画・開催等事務
- ⑧ 市町村関係機関支援業務
- ⑨ その他 ()

ウ 業務量が増えた理由であるとお考えのものを選んで番号に○をしてください。(複数回答可)

- ① 相談件数の増加
- ② 相談内容の深刻化
- ③ 市町村関係機関支援等の新たな業務が加わったこと
- ④ その他 ()

→アで③とお答えになった児童相談所にお尋ねします。

エ どのような業務が減ったと実感していますか。当てはまるものを選んで番号に○をしてください。
(複数回答可)

- ① 相談・調査及び指導業務
- ② 心理診断・心理指導業務
- ③ 医学診断・治療指導業務

- ④ 一時保護
- ⑤ ケースの進行管理、記録の管理
- ⑥ 受理会議又は援助方針会議
- ⑦ 研修企画・開催等事務
- ⑧ 市町村関係機関支援業務
- ⑨ その他 ()

オ 業務量が減った理由であるとお考えのものを選んで番号に○をしてください。(複数回答可)

- ① 相談件数の減少
- ② 市町村とに役割分担の結果
- ③ IT化による業務省力化
- ④ 児童福祉司又は児童心理司の増員
- ⑤ その他 ()

エ 今後、市町村が児童相談や虐待対応を行う窓口として十分に機能するために、児童相談所として、どのような体制や方策が必要とお考えですか。自由に記載してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。